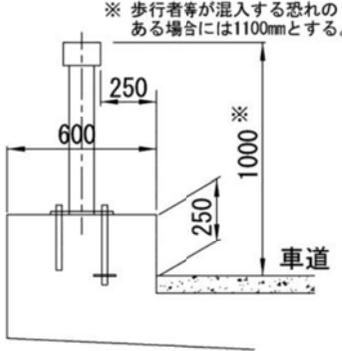
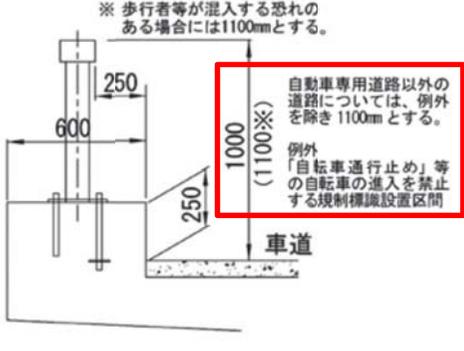


橋梁設計の手引き改定対照表

ページ (通しページ)	旧	新	理由
1-12	<p>5.2(6)</p> <p>愛知県の橋梁台帳には、橋長、幅員、設計荷重（適用示方書）、設計震度、基礎の形式及び根入れ長、地盤条件、主要部分の構造図、竣工年月、その他将来の維持管理に必要な事項を記載することになっている。なお、橋梁台帳は、延長 2m 以上の道路構造物及びボックスカルバート（土かぶり 1m 未満、内空幅 2m 以上のもの）について、工事完了後速やかに作成するものとする。</p>	<p>5.2(6)</p> <p>愛知県の橋梁台帳には、橋長、幅員、設計荷重（適用示方書）、設計震度、基礎の形式及び根入れ長、地盤条件、主要部分の構造図、竣工年月、その他将来の維持管理に必要な事項を記載することになっている。なお、橋梁台帳は、延長 2m 以上の道路構造物及びボックスカルバート（土かぶり 1m 未満、<b>外面間 2m 以上のもの</b>）について、工事完了後速やかに作成するものとする。</p>	表記の修正
6-51	 <p>※ 歩行者等が混入する恐れのある場合には1100mmとする。</p> <p>図 5.3.1 防護柵設置例（1）</p>	 <p>※ 歩行者等が混入する恐れのある場合には1100mmとする。</p> <p>自動車専用道路以外の道路については、例外を除き1100mmとする。 例外 「自転車通行止め」等の自転車の進入を禁止する規制標識設置区間</p> <p>図 5.3.1 防護柵設置例（1）</p>	表記の追加
10-125	<p>4.3.5 橋梁全体一般図の作成について</p>	<p>4.3.5 橋梁詳細設計の座標図について</p> <p>詳細設計においては、座標図を作成すること。なお、下部工座標図、上部工線形図については、「座標図製図基準（案）（平成24年9月、国土交通省 国土技術政策総合研究所 情報基盤研究室）」によるものとする。</p> <p>4.3.6 橋梁全体一般図の作成について</p>	<p>項目の追加</p> <p>（※注意：追加に伴う修正により、10-125,126の差し替え対応が必要となります。）</p>